

## 《高宮町会「見守り安心ネットワーク事業」の取り組み》

1. **誰が？**（支援者）：町会役員、民生児童委員、社協分会委員、PTA、  
隣組、町民、企業
  
2. **誰のために？**（対象者）：独り暮らし高齢者、障害者、児童生徒
  
3. **何をする？**（支援内容）
  - ① 避難行動要支援者名簿の整備 【町会長、民生児童委員、組長】
    - ◆ 新規登録者と既登録者の内容変更を加除し台帳を整備、状況把握
  
  - ② 独り暮らし高齢者等の日常の見守り活動  
【町会役員、民生児童委員、社協分会委員、隣組】
    - ◆ 雨戸やカーテンが閉まったままか？夜になっても灯がつかない
    - ◆ 新聞が溜まっていないか？挨拶を交わす、声かけ、話し相手
    - ◆ 徘徊、特殊詐欺、家族の孤立、虐待のサインへの気づき
  
  - ③ 児童生徒への見守り・・・・・・・・・・・・・・・・・・【町民、PTA】
    - ◆ 登下校時の見守り、挨拶や声かけ
  
  - ④ 支えあい雪かき支援（状況に応じた対応）
    - ◆ 高齢者宅の除雪・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【隣組】
    - ◆ 登下校時通学路の除雪・・・・・・・・・・・・・【町民、PTA、企業】

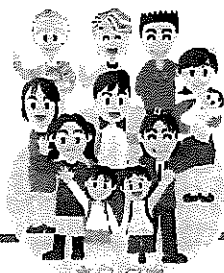
※ 具体的内容は「支えあい雪かき支援事業」を参照

以上、誰もが安全で安心して暮らせる、住みよい町づくりを進めます！！-



# 見守り安心ネットワーク事業

松本市社会福祉協議会の、「見守り安心ネットワーク事業」では、「要支援者及び市民意識の啓発」と「見守り・避難支援・安否確認等ネットワークづくりの支援」により地域の見守り活動をサポートします。



## 【見守りの必要性】

高齢や障害のある方、一人で介護をしている方、生活に困窮している方、育児に悩み疲れを感じている方など、何らかの支援を必要としている方を、支援する体制づくりが必要になっています。また、いざという時に困らないよう、あらかじめ関係機関との連携を図り、安心して活動ができるネットワークも必要です。

## 【見守りが必要な孤立しがちな方】

☆一人暮らし高齢者 …

家に閉じこもりになる方がいます。

☆認知症の方 …

コミュニケーション不足により孤立する方がいます。また、だれにも相談できずにいる家族も含めた孤立防止が必要です。

☆複数人の家族でも孤立の危険 …

家族だけで頑張っていて、問題を抱えながら孤立している家族がいます。

## 【見守りの形】

☆さりげない見守り

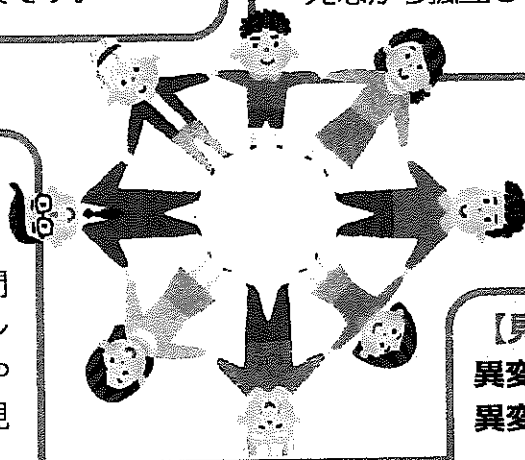
隣人、町会、自主防災会、民間事業者（新聞・郵便配達、コンビニ、商店など）日々の生活や業務の中で、さりげなく行う見守り。

☆地域での見守り

民生児童委員、ボランティア団体等により、定期的な安否確認や声かけが必要な方に自主的に行う見守り。

☆専門的な見守り

地域包括支援センター、市相談窓口や市社協等のサービス提供事業所の専門的な機関が行う総合的な支援による見守り。



## 【見守りの方法】

異変のサインを見逃さない。  
異変への気づきが重要です。

☆異変のある場合は専門機関へ連絡をお願いします。  
《表れるサイン》

- 郵便物や新聞がたまっている。
- 洗濯物や布団が干したままになっている。
- 夜でも灯りがつかない。また、昼でも灯りがついている。
- 窓、カーテン、雨戸が開閉された様子がない。
- ゴミが放置されている。変なおいがする。
- 訪問しても顔を出してくれない。
- 最近姿を見ない。外出の機会が減った。行事に出てこない。
- 最近顔色が良くない。元気がなさそうだ。やせてきた。
- いつも同じ服や、汚れたり破れたりした服を着ている。



**【見守りの方法】**  
虐待のサインに気づいたら  
相談してください。



☆高齢者や子どもの虐待の疑いに気づいたら、専門  
機関へ相談してください。

《虐待が起こりやすい状況》

- 近所付き合いがなく、身近に頼れる家族がない。
- 介護や育児の負担を一人で抱えている。
- 介護や育児サービスなどのサポートを受けていない。
- 認知症のある家族を介護している。
- 経済的に困窮している。
- 病気や障害のある方が介護している。
- 高齢者と単身子ども世帯や、夫婦のみ等の小規模家庭

《虐待のサイン》

- 家の中から怒鳴り声がよく聞こえる。
- 顔や腕などに不自然なあざがある。
- 外出している姿を見かけなくなった。
- うつ状態や投げやりな態度がみられる。
- 「家にいたくない」などの訴えがある。

☆地域の人に限らず、道で立ち止まったまま困っていたり  
不自然に歩いている徘徊と思われる方に声をかけ、助けて  
ください。

《声をかける場合》

- 驚かせない。
- 急がせない。
- 自尊心を傷つけない。

《具体的な声かけ》

- ゆっくり近づいて、相手の視線に入ってから話しかける。
- 急に後ろから声をかけない。大声で怒鳴るように声をかけない。
- 近づき過ぎず、ゆっくり穏やかな口調で話す。
- 最初は「こんにちは暑いですね」、「寒くなりましたね」など  
ごく普通のあいさつをする。
- 「何かお困りですか」、「大丈夫ですか」、「お手伝いしましょう」  
などの声かけをする。

**【見守りの方法】**

徘徊と思われる方には  
声をかけましょう。



**【見守りの方法】**

特殊詐欺被害防止のため一  
人で思い込まないように何  
かあった時の相談者になり  
ましょう。



☆オレオレ詐欺等の特殊詐欺は、高齢者の皆さんはだれに  
も相談せずに一人で思い込んで被害にあっています。

《相談する方を決めてもらう》

- 一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の方には、何かあった時  
や不安がある時のために相談する方を決めてもらい、相談者の  
一人になってあげましょう。

《声かけをしてください。》

- 怪しい電話や通知が届いた場合は、電話は切って、通知はその  
ままに無視し連絡しないようにしてもらいましょう。

【異変に気づいたら（緊急時の対応は自分にできる対応を）】

### (1) 緊急対応が明らかなケース

誰かが倒れていて、呼びかけても反応がない等、**生命に危険がある**と思われる場合

※対応の流れ（例）

- ①救急車（119番）を要請し、警察（110番）へ通報します。
- ②ご家族へ連絡します。（連絡先を把握している場合）
- ③ご家族の連絡先が不明であれば専門機関へ連絡します。



平日昼間の場合 … 市高齢福祉課、地域包括支援センター、市社協  
休日夜間の場合 … 市役所当直 電話34-3000

### (2) 緊急性が予想され、安否確認が必要なケース

郵便物や新聞がたまっている、洗濯物が何日も放置されている等、**安否確認（いつもと違う状況）**が必要と思われる場合

※対応の流れ（例）

- ①ご家族へ連絡します。（連絡先を把握している場合）
- ②ご家族の連絡先が不明であれば専門機関へ連絡します。



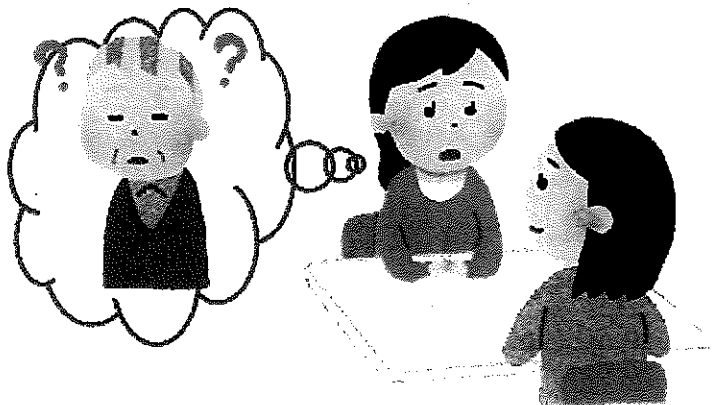
平日昼間の場合 … 市高齢福祉課、地域包括支援センター、市社協  
休日夜間の場合 … 市役所当直 電話34-3000

《一人で許可なく屋内には入らないようにしましょう！》

### (3) 緊急性はなさそうだが、行政サービスや地域の支援が必要なケース

買い物、食事、洗濯等。日常生活に支障をきたしているように感じられる等  
緊急性はなさそうだが、何らかの支援が必要と思われる場合

「見守りに関する相談窓口、専門機関の連絡先」を参照し、適切な関係機関の支援につなげます。

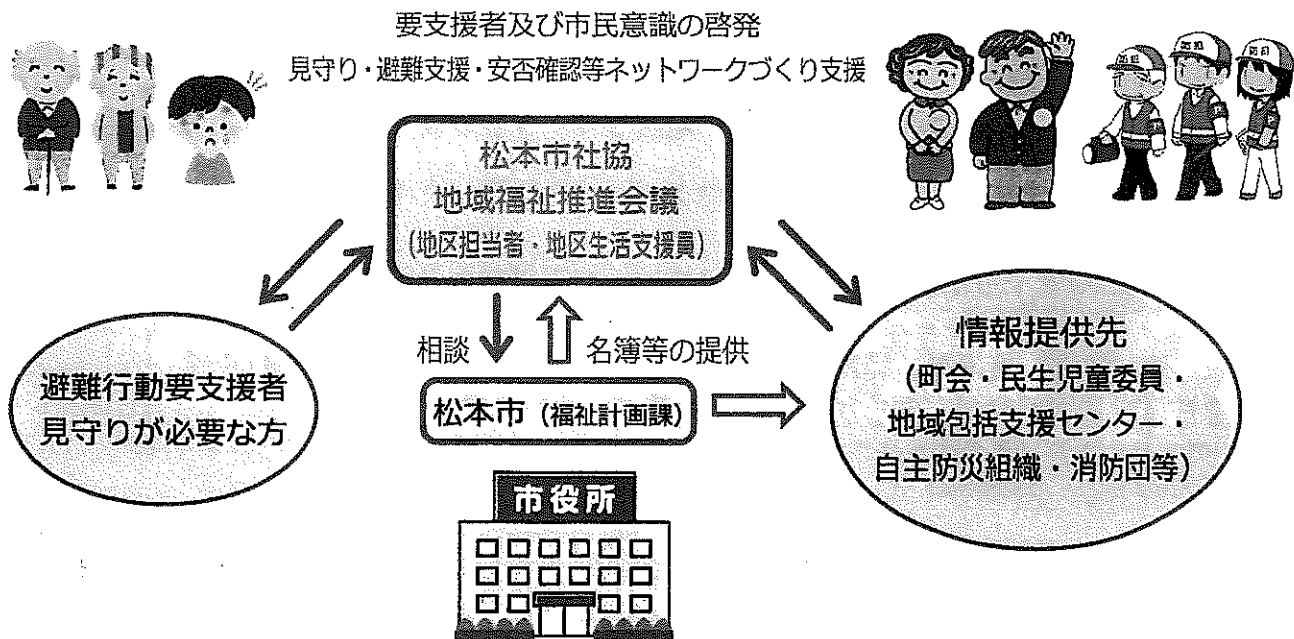


## 【松本市社会福祉協議会のサポート】

松本市社会福祉協議会では、地域からの要請に応じて「見守り安心ネットワーク事業」により次のとおり地域の見守り活動をサポートします。

- (1) 地域福祉推進会議による地区参入（地区担当者及び地区生活支援員の支援活動）
- (2) 松本市避難行動要支援者名簿及び支援者地図の活用
- (3) 情報提供先（町会、民生児童委員、地域包括支援センター等）及び地域づくりセンターと連携
- (4) ガイドラインを活用した説明会（町会単位）の実施
- (5) 関係者の共感を高めるための支援（防災出前講座等の開催）
- (6) リーダー、協力者及び支え手の人材確保
- (7) 専門職、関係機関との調整
- (8) ネットワーク事例や実践者の紹介
- (9) 避難行動要支援者地図を活用したネットワークマップ作り支援

## 【サポートの流れ】



お問い合わせ、ご相談は ……

## （福）松本市社会福祉協議会

地域福祉課 ☎ 27-3381 FAX 27-2239

〒390-0833

松本市双葉4-16（松本市総合社会福祉センター内）

